



**安全
安心**

[展開方向Ⅱ]

自転車を安全で安心に利用することのできる環境の構築

自転車利用者はもとより、歩行者や自動車等運転者を含む全ての人々が、交通ルールやマナーなどを遵守し、誰もが安全かつ快適に自転車を利用できる環境の整備を図ります。



交通安全教育の推進

現 状

- 自転車の安全利用に係る啓発活動や学校、地域における交通安全教室等の実施により、自転車関連事故件数はやや減少傾向にあるが、重大事故が頻発
- 外国人観光客等、道内で外国人が自転車を利用する機会が増加

課 題

- 自転車に関する交通ルールやマナーの理解促進
- 自転車は、自動車やバイクと同じ「車両」であるとの認識の共有

主な取組

- 交通安全教室の開催などによる交通安全教育の推進
- 自転車の安全利用に向けたフォーラム、イベントの実施
- 外国人旅行者等、海外からの利用者へのルール、マナーの普及啓発



自転車損害賠償保険等への加入促進

現 状

- 北海道自転車条例において、自転車貸付業者等に対し、自転車損害賠償保険等への加入を義務付け(自転車利用者は、努力義務)
- 自転車事故を巡る損害賠償が高額化(1億円近い賠償金の支払いが命じられる事例有)

課 題

- 北海道自転車条例の規定(自転車貸付業者等は、損害賠償保険加入が義務等)の理解促進
- 自転車損害賠償保険等の加入促進



主な取組

- ・自転車損害賠償保険等の加入の必要性に関する普及啓発
- ・損害保険協会等との連携強化の検討



災害時における自転車の活用

現 状

- ・大規模災害時に、ガソリン不足や交通渋滞の発生等により、移動手段として自転車の活用のメリットが再認識
- ・国において、被災状況の把握や住民の避難等、災害時における自転車の活用に関する課題や有用性についての検討を開始

課 題

- ・災害時における移動手段の確保という観点からの自転車活用の可能性に関する検討

主な取組

- ・国の検討状況や他自治体における活用等を踏まえた災害時における自転車の利活用に向けたあり方等の検討



自転車利用環境の整備の推進(再掲)

現 状 (再掲)

- ・自転車と歩行者が分離された安全で快適な自転車通行空間の整備を効果的、効率的に展開するため、自転車ネットワーク計画の策定を推進

課 題

- ・自転車対歩行者の事故の防止
- ・自転車と歩行者を分離した走行環境の整備

主な取組

- ・自転車専用道路等の整備促進(再掲)
- ・道路標識^{*19}の設置や適切な路面表示(矢羽根型^{*20})など、自転車利用環境の整備
- ・路肩への路上駐車取締強化など安全な自転車通行空間の確保

交通ルールとマナーを守り、自転車を「安全」に利用し、
道路を利用する全ての人が「安心」して自転車を利用できる北海道を実現